

令和5年四條畷市議会8月臨時議会

【参考資料】一部改正条例の新旧対照表

(目次)

○議案第13号関係	1 ページ
-----------------	-------

四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

目次

第1章～第2章 略

第3章 四條畷市いじめ問題再調査委員会（第11条—第15条）

附則

第13条 略

（専門員）

第14条 再調査委員会は、委員の職務の遂行を補助するため、必要に応じ、専門員若干人を置くことができる。

2 専門員は、前項に規定する職務を行う上で必要な知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門員は、当該諮問に係る調査が終了したときは、解任されるものとする。

第15条 略

旧

第13条 略

第14条 略